

## 令和2年第2回士別市議会臨時会会議録

令和2年 5月22日（金曜日）

午前10時00分 開会

午前11時28分 閉会

### 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 議席の変更について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議会広報特別委員会委員長の辞任

日程追加 議会広報特別委員会委員長の選任

日程追加 議会広報特別委員会副委員長の選任

日程第 4 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第 5 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任

日程第 6 報告 3号 専決処分の報告について（令和2年度士別市一般会計補正予算（第3号））

報告 4号 専決処分の報告について（令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第1号））

日程第 7 議案38号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案39号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案40号 財産の取得について

日程第10 議案41号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第4号）

議案42号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第11 決議案1号 士別市議会の品位の保持に関する決議について

日程追加 特定事件の閉会中継続審査について

### 出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

### 出席説明員

市長 牧野勇司君 副市長 相山佳則君

総務部長	中館佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

---

教育委員会 会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部 会長	鴻野弘志君
-------------	-------	----------------------	-------

---

病院 副 管 理 者	三好信之君	市立 病 院 事 務 局 院 長	加藤浩美君
------------------------	-------	---------------------------------------	-------

---

### 事務局出席者

議会事務局 局長	穴田義文君	議会事務局 総務課 局長	岡崎浩章君
-------------	-------	--------------------	-------

議会事務局 総務課 副 局長	前畑美香君	議会事務局 総務課 主任 主事	駒井靖亮君
-------------------------	-------	--------------------------	-------

---

(午前10時00分開会)

○議長（松ヶ平哲幸君） 令和2年第2回臨時会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 本臨時会の会議録署名議員には、3番 苔口千笑議員、4番 喜多武彦議員、5番 佐藤 正議員を指名いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第 3号 専決処分の報告について（令和2年度士別市一般会計補正予算（第3号））

報告第 4号 専決処分の報告について（令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第1号））

議案第38号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第39号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第40号 財産の取得について

議案第41号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第4号）

議案第42号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第2号）

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

決議案第1号 士別市議会の品位の保持に関する決議について

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	牧 野 勇 司	副 市 長	相 山 佳 則
総 務 部 長	中 舘 佳 嗣	市 民 自 治 部 長	法 邑 和 浩
健 康 福 祉 部 長	田 中 寿 幸	経 済 部 長	井 出 俊 博
建 設 水 道 部 長	千 葉 靖 紀	朝 日 支 所 長	武 田 泰 和
市 民 自 治 部 資 源 循 環 統 括 監 兼 自 治 環 境 課 長 兼 バイオマス資源 堆 肥 化 施 設 長	東 川 晃 宏	会 計 管 理 局 長	佐 藤 義 弘
企 画 課 長	大 橋 雅 民	創 生 戦 略 課 長	瀧 上 聡 典

総務課長 兼新庁舎建設課長 (併)選挙管理委員会事務局事務長	青木伸裕	財政課長 兼新庁舎建設課 庁舎整備管理監	丸徹也
こども・子育て 応援課長	藪中洋行	商工労働観光課長	阿部淳
商工労働観光課 副課長	佐藤政臣		
教育委員会 教育長	中峰寿彰	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志
教育委員会 生涯学習部 合宿の里統括監	三上正洋	教育委員会 給食センター所長	古川優
病院事業 副管理者	三好信之	市立病院 事務局長	加藤浩美
市立病院事務局 経営管理課長	池田亨	市立病院事務局 経営管理課 医事管理監	阿部也寸志
農業委員会 会長	飛世薫	農業委員会 会長職務代理者	保科隆志
農業委員会 事務局長	藪中晃宏	農業委員会 事務局総務課長	林秀忠
監査委員	吉田博行	監査委員 事務局長	岡崎忠幸

4. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	穴田義文	議会議務局長	岡崎浩章
議会議務課副 局長	前畑美香	議会議務課主任 主事	駒井靖亮

以上報告する。

令和2年5月22日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議席の変更についてを議題に供します。

お諮りいたします。議席は、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま御着席のとおり変更いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。よってただいま御着席のとおり議席を変更することに決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第3、議会広報特別委員会委員長の辞任を議題に供します。

地方自治法第117条の規定により、国忠崇史議員の退席を求めます。

(国忠崇史君退席)

○議長(松ヶ平哲幸君) 去る4月30日、国忠崇史議員から議会広報特別委員会委員長の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。国忠崇史議員の議会広報特別委員会委員長の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。よって、国忠崇史議員の議会広報特別委員会委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、お諮りいたします。ただいま、議会広報特別委員会委員長が欠員となりましたので、議会広報特別委員会委員長の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議会広報特別委員会委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第2項の規定により、西川 剛議員を議会広報特別委員会委員長に選任いたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。よって、西川 剛議員を議会広報特別委員会委員長に選任することに決定いたしました。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、お諮りいたします。ただいま、議会広報特別委員会副委員長が欠員となりましたので、議会広報特別委員会副委員長の選任を日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。よって、これを直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議会広報特別委員会副委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第2項の規定により、苔口千笑議員を議会広報特別委員会副委員長に選任いたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。よって、苔口千笑議員を議会広報特別委員会副委員長に選任することに決定いたしました。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第4、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って選任することになっておりますので、直ちに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の氏名を事務局長から朗読いたします。

○**議会事務局長（穴田義文君）** 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を申し上げます。

総務産業常任委員会委員に井上久嗣議員、大西 陽議員、苔口千笑議員、十河剛志議員、谷 守議員、谷口隆徳議員、遠山昭二議員、村上緑一議員。

文教厚生常任委員会委員に喜多武彦議員、国忠崇史議員、佐藤 正議員、真保 誠議員、丹 正臣議員、西川 剛議員、山居忠彰議員、渡辺英次議員。

予算決算常任委員会委員に井上久嗣議員、大西 陽議員、喜多武彦議員、国忠崇史議員、苔口千笑議員、佐藤 正議員、真保 誠議員、十河剛志議員、谷 守議員、丹 正臣議員、遠山昭二議員、西川 剛議員、村上緑一議員、山居忠彰議員、渡辺英次議員。

議会運営委員会委員に大西 陽議員、佐藤 正議員、十河剛志議員、谷 守議員、遠山昭二議員、西川 剛議員、村上緑一議員。

以上でございます。

○**議長（松ヶ平哲幸君）** お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 御異議なしと認めます。よって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

---

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 次に、日程第5、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することになっておりますので、直ちに正副委員長の氏名を事務局長から朗読いたします。

○**議会事務局長（穴田義文君）** 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

総務産業常任委員会委員長に村上緑一議員、副委員長に遠山昭二議員。

文教厚生常任委員会委員長に喜多武彦議員、副委員長に真保 誠議員。

予算決算常任委員会委員長に丹 正臣議員、副委員長に遠山昭二議員。

議会運営委員会委員長に十河剛志議員、副委員長に谷 守議員。

以上でございます。

○**議長（松ヶ平哲幸君）** お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 御異議なしと認めます。よって、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

---

（午前10時10分休憩）

（午前10時45分再開）

---

○**議長（松ヶ平哲幸君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、報告第3号 専決処分の報告について及び報告第4号 専決処分の報告について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました報告第3号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第3号）及び報告第4号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分について、関連がありますので、一括してその内容を御説明申し上げます。

まず一般会計における新型コロナウイルス感染症対策費についてですが、病院事業会計補助金として、41万7,000円を計上しました。

事業継続応援金事業費では、新型コロナウイルス感染症により減収等の影響を受け、かつ感染リスク低減等の取り組みを実施し事業継続を目指す飲食関連事業者に対して、応援金を支給するため5,773万円を計上しました。

さほっちタクシーデリバリー事業費では、緊急事態宣言に伴いタクシー事業者等の宅配が特例により期間限定で認められたことを活用し、経営的に打撃を受けている飲食店と運送事業者の需要喚起を図り、外食を自粛されている市民への食事宅配支援の実施に要する経費105万8,000円を計上いたしました。

今回、これらの事業費5,920万5,000円を計上し、地方自治法第179条第1項の規定により5月14日付で専決処分を行った次第です。

なお、これに要する財源としては国庫支出金の特定財源をもって収支の均衡を図ったところです。

次に、病院事業会計についてです。

夜間緊急外来送迎事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響により株式会社士別ハイヤーが短縮営業となったことから、5月31日までの午前0時から6時の時間帯における救急外来受診者等の交通手段を確保するため、運行業務委託料41万7,000円を計上し、一般会計と同様に地方自治法第179条第1項の規定により5月14日付で専決処分した次第です。

なお、これに要する財源は一般会計負担金をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君） 事業継続応援金事業費、そしてさほっちタクシーデリバリー事業費について伺いたしたいと思います。

まずは、事業継続応援金事業について伺いたしたいと思います。こういった応援事業につきましては、各自治体でさまざまな事業展開をされておりますけれども、本市は給付対象者を限定した理由というところからまずお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

今回、応援金の対象事業者を選定した理由であります。商工会議所が市に対して、新型コロナウイルスの各業種における影響ということでアンケートを行い、その報告を受けました。その中でも約6割弱の落ち込みがあるといわれている飲食業、宿泊業、それから公共交通に大きな影響があるという報告を受けたところです。

それを受けまして、経済部の中で今言われた業種のところに直接行ってお話を聞かせていただいて、影響を大きく受けているということが確認できましたので、まずはここを今回の応援金の対象とさせていただきます。

全ての業種において影響を受けているということは把握はしておりますが、早急に応援金をお支払

いして対応していかなければいけないというところで、今回飲食店、食品販売業、食品製造業、宿泊業、公共交通事業者ということで選定したところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 商工会議所のアンケートを参考にされて、ベースにされての今回給付対象を限定されたということでありますけれども、今お話もされましたとおり、コロナに関してのさまざまな業種で本当に大きな影響を受けていることは明らかですし、そして北海道の休業要請、これが休業要請だけではなく休業を依頼するといった形の協力依頼といった業種もさまざまに分かれておりました。

もちろんそこも念頭に入れてはいただいていたかとは思いますが、今回の飲食店以外にも休業協力依頼といった業種を含めなかった理由についてお聞かせ願います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、特別措置法における休業要請を受けているところ、それから休業協力をしているところというところは承知をしております。その中でも先ほどから申し上げており、今一番影響を受けていて、まず先にそこを応援金として支給することが、まずは大事だということと考えております。ただ、今後においても、5月以降の緊急事態宣言の延長などの影響等もあることから、そういったことも含めて継続して今の状況の調査をして、状況把握に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） ぜひ、ほかの飲食店以外の業種に対しても措置を行っていただきたいと思っております。

ちなみになんですけれども、今回の市の応援事業にとどまらず、皆さん御承知のとおり国でも持続化給付金などさまざまな対策を行っておりますけれども、こちらは市としての相談は特に応じていないようにお聞きしておりますけれども、事業継続応援金事業ということに関しての相談窓口が設けられていますので、国の支援事業ではありますけれども、何がしかのバックアップをしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

新型コロナウイルスにかかわる経済対策、国、北海道、それから士別市も含めていろんな事業が今展開されておりますが、4月20日ごろだったと思っておりますが、士別市としましても今回のコロナウイルスに係る相談窓口ということで、経済部がそういった窓口ということでいろいろとホームページ等にも公開をしながら周知を図ってきました。

その中で相談窓口ということですので、電話であるだとか来庁してであるだとか、そういった相談も日々受けておりますし、そういった相談につきましてもお答えさせていただいているところです。ただ、今回の持続化給付金に関して言えばオンラインでの申請ということで、オンラインでの部分でのお手伝いということはなかなかそこまではできませんけれども、今、国でも相談窓口の開設をしたりだとか、後はその相談窓口ということで全国の商工会議所、商工会に対してそういった応援をするよう要請が来ておまして、士別の商工会議所も今、窓口開設に向けて協議をしていると聞いておりますので、商工会議所と協力をしながら今後もそういった相談に当たっていきたくと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番(苔口千笑君) 本当にそうなんです。飲食店関係の方、御高齢の方も多いですし、そもそもインターネット環境というところが整っていないような状況も多く見受けられると伺っておりますので、ぜひ商工の皆さんにもお力添えをいただいて何とか皆さんうまく、こういった給付金も含めて救済策を大いに活用できるようにバックアップをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1つ、さほっちタクシーのデリバリー事業について伺いたいと思います。こちらは市内の協力店5店舗を提供します、宅配メニューをタクシーが宅配するというものになるんですけども、まずは協力店を5店舗に絞られた、絞ってメニューも各店舗1つという形の内容というふうに拝見しております。

これに関してはほかの自治体も同様にタクシーデリバリーという形で行われている自治体がありますけれども、店舗を限定して、そしてメニューを限定するという自治体は、私が確認をする限り非常にまれな事例ではないかなと思います。本来であれば店舗を限定しなくても良かったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(松ヶ平哲幸君) 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長(瀧上聡典君) お答えいたします。

まず、さほっちタクシーの夕食デリバリー事業なんですが、注文の受付、そして集荷、配収、これは全て士別ハイヤーが担っているという部分でございます。士別ハイヤー様といろいろ協議した結果、やはりタクシーの台数が限られているといった中で、例えば店舗数が今5店舗ですが、店舗数が多くなったりメニューが多くなったりすると対応しきれないというようなお話もございました。

また、私どもこのホームページに載っている、今飲食店を回って、実際何食ならという部分等の調査もしまして、食数がある程度多いという部分になると一般のお客様もいらっしゃるという都合もありまして、おおむね1食から2食という部分に限定させていただいたと。やはり士別ハイヤーさんも営業時間の短縮といった措置もとっているという部分もございますので、やはり台数が限られているというようなことで食数とお店の店舗数も5店舗で、食数につきましては9食という形にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長(松ヶ平哲幸君) 苔口議員。

○3番(苔口千笑君) そもそもの話になってしまって申し訳ないんですけども、今回のこの5店舗というのは、恐らくなんですが一番当初、各飲食店が宅配を始めますよということで商工労働観光課がホームページに宅配をされる飲食店を掲載された経緯があると思うんですけども、そこはほぼほぼ同じ店舗が参加されているように見受けられたんですが、そこはそこをチョイスしてと言いますか、商工で挙げた宅配の店舗に回られて確認をしてということなんでしょうか。

○議長(松ヶ平哲幸君) 瀧上課長。

○創生戦略課長(瀧上聡典君) はい。商工労働観光課で挙げているホームページの店舗、5月何日かの時点で挙げられていた店舗に、それぞれ私ども回りまして、実際にこういうサービスができるかどうかという確認をした上でこの5店舗が協力していただいたと、そういう経過があります。

○議長(松ヶ平哲幸君) 苔口議員。

○3番(苔口千笑君) それ以来、恐らくそれからだと思うんですけども、宅配の可能な店舗というのが、士別市内飲食店情報の店舗情報というのが倍近くでしょうか、掲載されている店舗数が増えたと思うんです。そしてここに掲載されている店舗に限定せずに、例えば報道の紙面上にお持ち帰り始めますといった告知をされている飲食店、ずいぶん増えたかなと思います。

そういったところも含めて一番初めにおっしゃった、タクシーの台数がというところがあったの限定したとお話されましたけれども、もともとこれはこちらからというか、タクシー業者にお願いして

やっくださいという話になったので、タクシー業者のほうでこんなにできませんという話になったのか、それとも相互に、タクシー会社も飲食店もそれを利用する市民の皆さんもみんなにとっていいことだからということになったのかということも含めてのお話だと思うんですけども、仮に台数が限られている、何台かわかりませんが限られている台数であっても、きょうはここまでですというリミットをかけても良かったと思うんです。きょうの分の宅配の受付は終了しましたですか、受付はいっぱいですというような形も方法としてはあったかなと思いますし、ほかの自治体に関しては確認されているのかなとは思いますが、もともと他業種で、そしてタクシー会社だけが全で行うというのではなくて、タクシー会社と飲食店も連携を取るといった形でこのタクシーデリバリーといった形を広げている事例がたくさんありましたので、せっかくタクシー業者の皆さんにも、そして飲食店の皆さんにも市民の皆さんにもという形で行われた事業を限定してしまったのは、もったいないと非常に思っているんです。この特例を生かしたすごくいいものだったのでもったいないと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 苔口議員から今御提言がありましたように、今回この取り組みのきっかけといたしましては、もともと一般貨物、ハイヤー・タクシーは運送できないのがこのコロナウイルス対策で特例としてそういった荷物の運送もできるということが認められたということで、今特に市内でもそういう運送事業者、飲食店が非常に大きな打撃を受けていると私どもお聞きしておりますので、何とかこの制度を使ってお互いにメリットがあるような取り組みができないかということがまずきっかけでありまして、そういう意味では私どもからこういう枠組みで事業が実施できないだろうかというお話をさせていただいたところです。

他市でも取り組んでいらっしゃる場所があったので、いろいろお伺いしたり、今お話あったように、別団体が全部宅配のルートまで設定してハイヤー会社に渡すってやっているところもあり、さまざまな事例はありました。私ども今回、専決処分ということでお願いしている背景といたしましては、基本的にはこの緊急事態宣言で非常に困っているこの期間に何とか対応できないかということで、この特例も当初は13日までが延期になったということで、専決処分をさせていただいてでも急遽この枠組みができないかということで御相談させていただいたという経過がありまして、そういう意味では市内で実際に配送できる会社として士別ハイヤーしかなかったということがありますし、既にその認定も受けてらっしゃったということもあって、その中でどう対応できるか。

例えばお昼も対応できればもっとニーズとしてあったのではないかなというような話もいろいろ議論しましたけれども、例えばこの時間がずれてしまうと、お昼休みがずれてしまうと食事をとるのが困るというような場合にきちっと対応できるのかと。それはもちろん受け手側としても御心配されてましたし、事業としてやる以上は依頼があればしっかりと対応できる体制を組みたいということもこの議論の中でありましたので、そういう意味では限定的ではありますがけれどもこの枠組みで、なおかつそういった要望にきちっと応えられる体制を組んで、結果的に前の日までの予約ですとか時間限定ですとか、さまざまな制約ができてしまったんですけども、そうやって急遽対応したということがあります。

例えばこういった事業が今後さらに展開しなければならぬというような事態に陥った時には、さまざまな今の御提言を踏まえて、もっといろんなやり方もあろうかなと思いますが、今回はこの期間限定で、急遽何とか実施したいということで、完全ではありませんでしたけれどもこういった枠組みで実施をさせていただいたというのが背景としてはございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 最後に2つだけ確認をさせてください。今回の特例措置に関しては、国交省の特例措置自体は9月まで延長されたということですが、本市としては5月末までということの期間の延長はもうないということの認識でよろしいでしょうか。

それともう1つ、委託料として103万円が計上されているわけですが、これはもう委託料として、何件受けても103万円というお話なのでしょうか。それとも1件受注するごとにいくらといった形のケースなんでしょうか。

最後に確認です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） まず委託料の積算につきましては、ハイヤー会社に支払う積算としては時間当たりいくらということで、実績に応じて何台が何分動いたということ为基础にお支払いすることになっております。

それから事業実施期間につきましては、5月末までという前提で各事業者とお話してきました。緊急事態宣言等もどうなるか流動的な部分がありますが、事業所といたしましてもこの期間を超えた運営というのは今のところは難しいとおっしゃっているところもありますし、もちろん情勢が変われば再度検討は必要かと思えますけれども、現状としては5月末までで一旦は終了するというところで考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号及び報告第4号は原案のとおり承認と決定いたしました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第7、議案第38号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第38号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、厳しい本市財政状況の中、持続可能な財政基盤の構築と新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策への一部財源とするため、特別職の給料月額削減を行うもので、過日、士別市特別職報酬等審議会でご審議いただき承されたところです。

削減の内容は、市長の給料月額83万6,000千円を約20%減の67万円に、副市長の給料月額67万9,250円を約10%減の62万円に、教育長の給料月額58万9,000円を約5%減の56万円とし、これらの適用期間を本年6月1日から令和3年3月31日までとするため、所要の改正を行うものです。

なお、本改正による影響額は368万6,000円となり、共済費と合わせた464万6,000円について、一般会計補正予算で減額の対応をいたすものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。  
本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第 8、議案第 39 号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。  
提案者の説明を求めます。相山副市長。

○市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 39 号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

現在、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症への対処として、職員が防疫等の作業を行う際の特殊勤務手当が人事院規則の改正により規定されたことから、本市においても作業に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため所要の改正を行うものです。

なお、病院事業職員が医療現場で感染患者等の対応に当たる場合については、これに準じた取り扱いとなるよう、病院事業規程の改正で対応してまいります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。  
御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。  
本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第 9、議案第 40 号 財産の取得についてを議題に供します。  
提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 40 号 財産の取得について、その概要を御説明申し上げます。

今回取得する財産は、学校給食センターで使用する食器・カゴ洗浄機であり、去る 4 月 23 日に指名競争入札を執行した結果、北昭産業株式会社士別支店が 5,885 万円をもって落札し、同日付けで物品売買契約の仮締結を締結したところです。

なお、本件の入札における落札率は 96.75%となっております。

この財産を取得するに当たり、士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。  
御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。  
本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長(松ヶ平哲幸君) 次に、日程第10、議案第41号 令和2年度士別市一般会計補正予算(第4号)及び議案第42号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算(第2号)、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長(相山佳則君)(登壇) ただいま議題となりました議案第41号 令和2年度士別市一般会計補正予算(第4号)及び議案第42号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算(第2号)について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

本補正は、新型コロナウイルス感染症に関連して、第2回定例会で提案予定であった緊急対策の第3弾を前倒しして実施する事業ほか、特別職の給与費独自削減など当面の措置を要する予算について所要の補正を行うのもので、以下その主な内容について御説明申し上げます。

まず一般会計についてです。

総務費における新型コロナウイルス感染症対策費についてですが、病院事業会計補助金として1,064万8,000円を追加計上しました。

事業継続応援金事業費では、新型コロナウイルス感染症により減収等の影響を受け、かつ感染リスク低減等の取り組みを実施する中で事業継続を目指す宿泊業及び公共交通事業者に対し、応援金を支給するため1,354万円を計上しました。

ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)応援事業費では、新型コロナウイルス感染症拡大により収入減少等の経済的影響が大きく見受けられる児童扶養手当を受給しているひとり親世帯を対象に、扶養する児童数に応じて地域活性化プレミアム付商品券を交付するため、649万7,000円を計上しました。

飲食店応援チケット事業費では、まちづくり士別株式会社が事業主体となり、市内飲食店で利用可能な応援チケットを発行し、地域経済回復に向けた取り組みを実施することから、これに要する事務費補助金として50万円を計上しました。

地域活性化プレミアム付商品券事業費では、地元での消費喚起や地域経済の活性化を図るため、士別商工会議所、朝日商工会、市との3者で組織する実行委員会が発行するプレミアム付商品券に対する補助金として、2,500万円を計上しました。

なお、商品券は1万円の購入額に対して、市内飲食店で利用可能な2,500円分のプレミアムが付くもので、1万2,000セットの発売予定となっております。

次に職員費です。本市の財政状況及び今般の新型コロナウイルスの影響を鑑み、特別職の給与を独自削減するもので、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、市長給料月額約20%、副市長給料月額約10%、教育長給料月額約5%を削減し、これに伴う共済費の減額分と合わせて464万6,000円を減額補正するものです。

これにより生じる財源を、ひとり親世帯応援事業費に充当するほか、今回の緊急対策に要する財源については国庫支出金の特定財源をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、病院事業会計についてです。新型コロナウイルス感染防止対策として、収益的支出においては、サージカルマスクやフェイスシールド等、感染予防物品の追加購入経費206万3,000円を計上しました。資本的支出においては、院内感染を予防するため簡易陰圧装置等の機器整備費1,546万円を計上しました。

なお、これらに要する財源としては収益的収入については一般会計負担金、資本的収入では国庫支

出金の特定財源のほか、一般会計負担金をもって収支の均衡を図った次第です。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 飲食店応援チケット事業について、お伺いしたいと思います。

プレミアム付商品券事業とはまた異なる形の飲食店応援ということなんですけれども、こちらについてもう少し内容を教えていただければと思います。

事業主体はまちづくり士別株式会社ということですので、お示しいただける範囲で結構です。お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部商工労観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

今回の応援チケットであります。私どもの調査の中で飲食店については昨年同期比で50%から80%ということ、大きな影響を受けているということが判明しております。まずは先ほど説明をしました応援金で30万円支給をさせていただくんですけれども、まだ十分ではないと考えております。補正予算でV字回復フェーズということでプレミアム付商品券を発行するわけなんですけれども、これについてもコロナが終結をした段階でということなので、今の段階では8月と考えております。

今もう既に応援金の申請が来ておりますので、随時応援金を支給はしているんですけれども、6月、7月がちょうど空いてしまうものですから、その間を埋めるためにこの応援チケットを販売して、まず先にお店のほうにお金が出る仕組みということで、今まちづくり士別株式会社で検討していると聞いております。

ただ、内容については今の段階で最終的に決まっているという話は聞いておりませんので、まだまちづくり士別株式会社の中で今話をされて、この補正予算が通った段階ですぐに動き出すものと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号及び議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第11、決議案第1号 士別市議会の品位の保持に関する決議についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。遠山昭二議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 初めての庁舎で、この発言席で、あまりいい決議文ではないですので、どうかよろしくお願い申し上げます。

士別市議会の品位の保持に関する決議。

議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、市民の意思を市政に反映し、地方自治法に定める住民福祉の増進を実現する責務を負っています。また、議員としての自覚を身に着け、その上での行動が求められます。

本市議会では、議会や議員の役割と活動の原則、議員の政治倫理等、市民との誓約として、士別市議会基本条例を制定し、議会の公平性、透明性の確保に努めています。

しかしながら、本市議会議員がSNS上で不穏当な投稿をし、関係各位の議会に対する信頼を著しく失墜させてしまいました。

よって、士別市議会は士別市議会基本条例第6条に規定する議員としての倫理的責任を改めて認識し、議会としての品位を保持することを強く決意するものです。

以上、決議する。令和2年5月22日。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。本件については全議員による提出でありますので、この際、質疑を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、国忠崇史議員から、発言をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 発言の機会をいただき、感謝いたします。

ほかならぬ私が4月12日に行った、いわゆる天然ロックダウンのツイートによって士別市及び名寄市の住民と、なかんずく商工業者の方々に多大な不信感をもたらしたことにつき、改めて心からお詫び申し上げます。

まことに軽率な行動であり、徹底した反省が必要だと感じておる次第です。

市議会議員という公の立場を顧慮せず、全く興味本位の通行人という風情で投稿した要因については、ツイッターというSNS媒体を10年間にわたり駆使しながら、首都圏など都市部の住民が多いと思われるフォロワーと私だけとの関係しか頭になく、人口の急激な減少や過疎高齢化への地域住民による闘いへの経緯を忘却した私の不徳がございました。

また、語感の目新しさもあり、ツイートが数万人に拡散されたことで、私も自分自身を見失った節がありました。この点についても反省をしておるところです。

今後はSNS上での発信について、地域住民の自治と福利に資するかどうかを心がけ、投稿する前に一旦は立ちどまって慎重に行ってまいります。

また、議会活動の上でも質問や提言などの言動だけではなく行動で修養を重ね、地域のまちづくりに粉骨砕身する所存でございます。

令和2年5月22日。国忠崇史。（降壇）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、お諮りいたします。総務産業常任委員長、文教厚生常任委員長及び予算決算常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第109条の規定により閉会中継続審査の申し出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、特定事件の閉会中継続審査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、特定事件の閉会中継続審査についてを議題に供します。  
お諮りいたします。本案については、いずれも各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

令和2年第2回臨時会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時28分閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月22日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

署 名 議 員 苔 口 千 笑

〃 喜 多 武 彦

〃 佐 藤 正

令和 2 年 第 2 回 臨時 会 議 決 結 果 表

令和 2 年 5 月 2 2 日 開 会

令和 2 年 5 月 2 2 日 閉 会

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日	結 果
	議席の変更について	5 月 22 日	変 更
	会期の決定について	〃	決 定
	議会広報特別委員会委員長の辞任	〃	許 可
	議会広報特別委員会委員長の選任	〃	選 任
	議会広報特別委員会副委員長の選任	〃	〃
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	〃	〃
	常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任	〃	〃
報 告 3	専決処分の報告について(令和 2 年度士別市一般会計補正予算(第 3 号))	〃	原案承認
報 告 4	専決処分の報告について(令和 2 年度士別市病院事業会計補正予算(第 1 号))	〃	〃
議 案 3 8	士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議 案 3 9	士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議 案 4 0	財産の取得について	〃	〃
議 案 4 1	令和 2 年度士別市一般会計補正予算(第 4 号)	〃	〃
議 案 4 2	令和 2 年度士別市病院事業会計補正予算(第 2 号)	〃	〃
決 議 案 1	士別市議会の品位の保持に関する決議について	〃	〃
	特定事件の閉会中継続審査について	〃	閉会中継続審査